

大阪・関西万博関連イベント「おおいた地域博覧会フェス」運営業務委託
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要領

1 契約に付する事項

（１）業務名

大阪・関西万博関連イベント「おおいた地域博覧会フェス」運営業務委託

（２）履行期限

契約締結日から令和 7 年 11 月 20 日（木）まで

（３）業務概要

別紙「仕様書」のとおり

（４）限度額

12,265,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

企画提案競技へ参加できる者は、以下の全てを満たす者とする。なお、参加要件確認のため、大分県警察本部へ照会する場合がある。

（１）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または同等の資格を有する者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

（３）業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。

（４）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

（５）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員が役員となっている事業者

④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている企業等でないこと

（７）国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（８）業務を適切に運営できる組織体制を備えていること。

3 企画提案参加申込

(1) 提出物

- ①参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③申込者概要書（既存の法人パンフレット等で可）

なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、以下の書類をあわせて提出すること。

- ・貸借対照表、損益計算書
- ・納税証明書（都道府県税）（写しは不可）
- ・納税証明書（地方消費税）（写しは不可）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しは不可）
- ・定款（写しに代表社印で原本照明をしたもの）
- ・過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

(2) 提出期限

令和7年5月22日（木）17時まで

提出は、郵送、持参、E-mailとする。

E-mailの場合、必ず電話にて着信を確認すること。

(3) 辞退届の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年5月29日（木）までに「辞退届」（様式4）を提出すること。

4 質問の受付及び回答

- ・質問の受付は、全て「質問票」（様式3）にて行うものとし、質問票は「9 問い合わせ先」あてEメールにより提出すること。また、質問票を提出した旨を電話で連絡すること。
- ・質問書の提出期限は、令和7年5月19日（月）17時までとする。
- ・回答は5月21日（水）までに、大分県庁ホームページにて掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ・表紙（様式自由：A4）
会社名、担当者及び電話番号等連絡先（E-mail含む）を明記すること。
- ・企画提案書（様式自由：A4又はA3サイズで印刷可能な体裁とすること）
- ・業務実施体制が分かる書類
- ・事業実施スケジュール
- ・過去の実績、類似する業務の経験等が分かる書類
- ・見積書（任意様式・積算内訳を記載すること）

(2) 提出期限

令和7年5月29日（木）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送で7部とする。

郵送の場合は、封筒の表に「おおいた地域博覧会フェス書類在中」と朱書きすること。

(4) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、当該企画提案は無効とする。

- ・この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合

6 選定方法等（企画提案審査）

審査は審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式での審査を行う。審査委員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立てを受け付けない。なお、応募者が多数（6者以上）の場合は、予備審査を行い、5者により審査会を行う場合がある。

(1) 審査会日程

日 程：令和7年6月4日（水） 詳細は別途通知予定

場 所：大分県庁新館13階 136会議室

所要時間：プレゼンテーション10分＋質疑応答10分

(2) 審査基準

別紙のとおり

(3) 審査結果通知

- ・審査結果はすべての提案者に速やかに通知する
- ・最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者と締結しないときには、次点の者を委託候補者とする。
- ・提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、別添1「審査基準表」の基準を満たし、業務を適切に実施できると審査委員会が判断する場合には、当該事業者を委託候補者として決定する。

7 企画提案に係るスケジュール

(1) 公募開始	令和7年5月12日（月）
(2) 質問受付期限	5月19日（月）
(3) 質問回答（予定）	5月21日（水）
(4) 参加申込書類提出期限	5月22日（木）
(5) 企画提案関係書類提出期限	5月29日（木）
(6) 審査会	6月 4日（水）
(7) 審査結果通知（予定）	6月 5日（木）

8 その他

- ・委託先に決定した提案者と、業務の実行、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。協議、調整の結果、企画提案のあった内容、金額について変更が生じる場合がある。

- ・事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- ・参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- ・提出された企画提案書等に不備があった場合、審査の対象とならないことがある。
- ・虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- ・公正な審査を妨害すると認められる、またはその恐れのあるあらゆる行為を禁止する。禁止行為を行った者が提出した参加申込書等は無効とする。

9 問い合わせ先

大分県商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光政策班 鈴木、桑原

E-mail : a14180@pref.oita.lg.jp

電 話 : 0 9 7 - 5 0 6 - 2 1 1 2